

委員会審査

各常任委員会および環境施設建設特別委員会において、付託された議案を審査しました。質疑・答弁の一部を掲載します。

総務常任委員会

質疑 高規格救急自動車の購入金額が平成30年度と比較して低くなる理由は。

答弁 前回の購入では、車両に設置されている無線機も同時に更新したが、今回は現在使用しているものを再利用するため、無線機の分が低額となっている。



購入するものと同規格の救急車

質疑 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業にはどのようなものがあるのか。

答弁 子育て応援商品券事業、緊急経済対策融資事業、市民や事業者に対してマスクや手指消毒液等を配布する事業、ワクチン接種に係る高齢者等の移動支援事業、医療提供体制整備補助事業などがある。

市民経済常任委員会

質疑 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、具体的な改正内容は。

答弁 各処理施設に直接ごみを搬入する際の手数料の計算方法を改定するもので、現行の条例では100キログラムを超えるごみを搬入する際、総重量に対して手数料が発生していたが、改正後は総重量ではなく超過分に対してのみ手数料が発生するようになる。



処理施設でごみを搬入の様子

質疑 女性元気サポート事業の内容は。

答弁 社会福祉法人やNPO法人などの民間団体の知見と活力を活用し、悩みを抱えた女性が元気を取り戻せるよう、相談者に寄り添った支援を実施するものである。

環境施設建設特別委員会

質疑 プラント設備工事の契約金額と完成日の変更は昨年の12月定例会で議決された内容に基づくものか。

答弁 新型コロナウイルスの影響により、事業全体の計画を見直し、昨年の12月定例会で工事期間の延長と併せてプラント設備工事の債務負担行為額も変更している。今回はそれらの内容に基づき契約の変更をするものである。

教育福祉常任委員会

質疑 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の内容は。

答弁 ひとり親以外の低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の給付金を支給するものである。支給対象者は、令和2年度末時点で18歳未満の児童または20歳未満の障害児を養育する人で、令和3年度の住民税が非課税または新型コロナの影響により非課税相当まで収入が減少した人である。

質疑 新型コロナウイルス予防接種事業における予防接種委託料の算出根拠は。

答弁 1回の接種当たり2,277円を医療機関に支払うことになり、16歳以上64歳以下の市民が2回接種する費用を計上している。

建設水道常任委員会

質疑 建築基準法関係手数料条例の一部改正の趣旨は。

答弁 都市再生特別措置法の改正により、新たに創設された居住環境向上用途誘導地区において、建ぺい率等の制限を設定できるようになった。今回の改正は、公共性のある建物で、制限を超える許可を申請する場合の手数を設定するものである。なお、対象の地区は本市にないが、今後の準備として設定する。

質疑 水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、条文に東吾妻町の記載があるが、その趣旨は。

答弁 榛名湖周辺において、東吾妻町内にある林間学校榛名湖荘などからの下水を受け入れていることから、公共下水道事業の処理地域に東吾妻町の一部を明記した。

各会派の構成

「会派」とは、同じ理念や考え方をを持った議員同士のグループで、3人以上で交渉会派となります。所属する議員数に応じて、各派代表者会議や議会運営委員会などのメンバーが選出されます。

◆新風会 (23人)

会 長	副 会 長	幹 事 長	副 幹 事 長	政 調 会 長	副 政 調 会 長	議 会 対 策 委 員 長	会 計 監 査 員	顧 問	会 員										
渡 邊 中 治 男	石 川 岸 赴 夫	時 川 裕 之 徹	長 壁 真 樹	後 藤 彰 一	松 本 賢 一	丸 山 芳 典	清 水 明 夫	後 閑 一 夫	柴 田 正 一	柴 田 和 正	柴 田 隆 一	後 閑 一 夫	片 岡 喜 一	大 塚 隆 一	飯 塚 隆 一	白 石 隆 一	柄 石 隆 一	大 河 隆 一	青 木 隆 一

◆市民クラブ (6人)

会 長	副 会 長	幹 事 長	政 審 会 長	報 計 長	広 報 長
高 橋 美 奈 雄	堀 口 恒 順	林 恒 徳	三 井 秀 二	荒 井 輝 男	中 島 輝 男

◆公明党 (5人)

会 長	幹 事 長	政 調 会 長	副 政 調 会 長	会 員
逆 瀬 川 義 久	丸 山 克 佳	新 保 克 佳	小 野 聡 子	中 村 さ と 美

◆日本共産党 高崎市議会議員団 (2人)

副 団 長	団 長
伊 藤 敦 博	依 田 好 明

◆無所属

三 島 久 美 子

◆無所属

谷 川 留 美 子

(令和3年7月15日現在)

請願・陳情のご案内

請願・陳情とは

市政についての要望などを、どなたでも請願書・陳情書として市議会に提出することができます。

請願は所管の委員会で審査し、本会議で議決します。陳情は本会議の際、議場で陳情書の写しを配付します。ただし、内容によっては、所管の委員会で協議する場合もあります。

請願には市議会議員の紹介が必要ですが、陳情には必要ありません。

請願書や陳情書は、いつでも提出できますが、概ね各定例会の告示日に締切りを設けています。

作成上の注意

請願(陳情)書は、日本語で件名、趣旨、請願(陳情)事項、提出年月日、住所を記載し、氏名については署名または記名押印をしてください。また、件名趣旨は簡潔にわかりやすく、必要に応じて地図等を添付してください。

※請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を定め「ほか○人」と表示し、署名又は記名押印をして、必ず代表者以外の署名又は記名押印をした署名簿も添付してください。

なお、請願(陳情)者の住所・氏名は、一般に公開されます。

【様式例】

提出年月日	提出年月日
(あて先) 高崎市議会議員	請願(陳情)者(代表) 住所 氏名 (ほか○人)※ 紹介議員 (陳情には必要ありません。)
〇〇〇に関する(を求める)請願(陳情)	
請願(陳情)趣旨	
請願(陳情)事項	